

2 民間給与関係資料

平成17年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成17年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の都内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療・福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された7,355事業所

(2) 調査対象職種 76職種（うち初任給関係職種18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から995事業所を無作為に抽出選定した。調査の完了した事業所は下表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、すべて除外した。

(3) 調査実人員 42,878人（うち初任給関係職種5,922人）

第9表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	
		1,000人以上	1,000人未満
		事業所	事業所
漁業		1	0
鉱業、建設業		74	31
製造業		236	94
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業		163	50
卸売・小売業		156	40
金融・保険業、不動産業		71	40
医療、福祉、教育、 学習支援業、サービス業		81	21
計		782	276

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が213あった。

第10表 民間における年俸制の実施状況

項目 役職段階	年俸制を実施している事業所	年俸制を実施していない事業所
課長級	27.2 %	72.8 %
部長級	30.7 %	69.3 %

第11表 民間における昇給制度の状況

項目 役職段階	昇給制度あり	昇給制度の内容			昇給制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
一般従業員	91.7 %	37.4 %	76.3 %	34.3 %	8.3 %
管理職(課長級)	63.8 %	23.0 %	52.0 %	22.3 %	36.2 %

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第12表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給停止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
一般従業員	88.9 %	85.9 %	41.2 %	7.5 %	37.2 %	3.0 %	11.1 %
管理職(課長級)	55.9 %	53.3 %	25.0 %	6.0 %	22.3 %	2.6 %	44.1 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第13表 民間における役付手当制度の状況

制度あり				制度なし	不明
	定額制	定率制	その他		
64.3 %	(92.0 %)	(3.0 %)	(5.0 %)	35.0 %	0.7 %

(注) ()内は、「制度あり」の事業所を100としたときの割合である。

第14表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	66.4 %
非支給	33.6 %

第15表 民間における特別給（賞与）の配分状況

	管理職（課長級）		一般従業員	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
冬季	51.7 %	48.3 %	55.9 %	44.1 %

第16表 民間における特別給（賞与）の支給状況

区分		企業規模		
		規模計	1,000人以上	1,000人未満
平均所定内給与月額	下半期	387,558 円	410,839 円	345,578 円
	上半期	388,561 円	410,778 円	348,356 円
特別給の支給額	下半期	851,657 円	956,102 円	658,340 円
	上半期	881,225 円	1,004,776 円	662,283 円
特別給の支給割合	下半期	2.20 月分	2.33 月分	1.91 月分
	上半期	2.27 月分	2.45 月分	1.90 月分
	年間計	4.47 月分	4.78 月分	3.81 月分

（注） 下半期とは平成16年8月から平成17年1月まで、上半期とは平成17年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は4.40月である。

第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

区分 職種	学歴	企業規模		
		規模計	1,000人以上	1,000人未満
		円	円	円
新卒事務員	大学卒	197,461	196,991	197,669
	短大卒	170,692	164,612	173,464
	高校卒	158,896	155,797	159,942
新卒技術者	大学卒	201,175	201,210	201,160
	短大卒	178,182	178,204	178,166
	高校卒	164,029	159,499	165,370
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	198,337	197,943	198,508
	短大卒	172,188	168,021	174,282
	高校卒	161,007	157,231	162,216
新卒研究員	大学卒	216,662	200,000	222,506
新卒研究補助員	短大卒	-	-	-
	高校卒	-	-	-
準新卒医師	医大卒	356,500	356,500	-
準新卒薬剤師	大学卒	208,611	201,020	218,506
準新卒診療放射線技師	短大卒	208,759	200,850	214,474
新卒栄養士	短大卒	205,974	-	205,974
準新卒看護師	養成所卒	220,403	207,395	235,853
準新卒准看護師	養成所卒	181,704	172,200	194,800
新卒大学助手	大学卒	207,500	-	207,500
新卒高等学校教諭	大学卒	205,706	206,600	205,361
新卒船員	海員学校卒	-	-	-

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の調整手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成16年度中に資格免許を取得し、平成17年4月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成14年3月医大卒業後、平成14年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成17年4月までの間に採用された者に限っている。

3 印のあるものは、調査実人員が20人以下であることを示す。

第18表 企業規模別、職種別平均給与額等

その1 全職種（規模計）

事務・技術関係職種

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支			
			給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	歳	50.4	円 791,930	円 791,930	円 0	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長		51.2	767,360	767,360	0	3課以上又は構成員30人以上の部の長
事 務 部 次 長		49.9	655,322	655,322	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者
事 務 課 長		45.2	618,643	612,412	6,231	構成員4人以上の係2係以上又は構成員10人以上の課の長
事 務 課 長 代 理		41.1	530,112	489,064	41,048	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、部下に係長等の役職者を有する者、部下4人以上有する者
事 務 係 長		40.5	452,806	409,698	43,108	課長又は課長代理に直属し、直属の部下を有する者
事 務 主 任		36.4	386,685	341,307	45,378	
事 務 係 員		31.5	318,428	271,360	47,068	
工 場 長		53.4	745,709	745,709	0	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長		50.6	659,548	659,548	0	3課以上又は構成員30人以上の部の長
技 術 部 次 長		49.7	652,178	652,178	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者
技 術 課 長		46.1	533,316	529,074	4,242	構成員4人以上の係2係以上又は構成員10人以上の課の長
技 術 課 長 代 理		43.7	493,140	471,252	21,888	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、部下に係長等の役職者を有する者、部下4人以上有する者
技 術 係 長		40.7	468,773	404,637	64,136	課長又は課長代理に直属し、直属の部下を有する者
技 術 主 任		39.6	472,688	384,023	88,665	
技 術 係 員		30.4	334,012	264,904	69,108	

（注）「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない。（第18表においてすべて同じ。）

研究関係職種

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支			
			給する給与	所定内給与	時間外手当	
研 究 所 長	55.2	円 747,821	円 747,821	円 0	構成員50人以上の所の長 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者	
研 究 部 (課) 長	49.1	652,261	650,503	1,758		
研 究 室 (係) 長	45.5	658,713	657,550	1,163		
主 任 研 究 員	42.3	540,311	521,855	18,456		
研 究 員	31.9	353,227	317,085	36,142		
研 究 補 助 員	31.7	310,072	253,375	56,697		

医療関係職種

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支			
			給する給与	所定内給与	時間外手当	
病 院 長	62.6	円 1,571,279	円 1,571,279	円 0	部下に医師又は歯科医師 5人以上 上記院長に事故等のある ときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師 1人以上	
副 院 長	53.2	1,237,380	1,237,380	0		
医 科 長	50.2	871,186	847,057	24,129		
医 師	39.0	786,099	729,780	56,319		
歯 科 医 師	46.0	729,561	728,530	1,031		
薬 局 長	47.2	494,977	457,664	37,313	部下に薬剤師2人以上	
薬 剤 師	32.0	328,525	287,907	40,618		
診 療 放 射 線 技 師	37.6	411,533	370,927	40,606		
臨 床 検 査 技 師	38.6	371,207	341,884	29,323		
栄 養 士	35.2	330,387	300,081	30,306		
理 学 療 法 士	30.2	296,521	273,478	23,043		
作 業 療 法 士	31.0	279,075	269,838	9,237		
総 看 護 師 長	53.2	540,287	540,287	0	部下に看護師長5人以上 部下に看護師、准看護師 5人以上	
看 護 師 長	45.0	479,565	447,341	32,224		
看 護 師	30.7	351,162	299,880	51,282		
准 看 護 師	41.9	330,282	283,446	46,836		

教育関係職種

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支			
		給する給与	所定内給与	時間外手当	
大 学 学 長	69.5	円 1,134,963	円 1,134,963	円 0	
大 学 副 学 長	61.0	742,767	742,767	0	
大 学 学 部 長	61.7	879,158	879,158	0	
大 学 教 授	54.1	691,386	691,342	44	
大 学 助 教 授	45.0	539,735	539,574	161	
大 学 講 師	41.9	465,465	464,557	908	
大 学 助 手	37.3	397,812	393,185	4,627	
高 等 学 校 校 長	59.6	783,514	783,514	0	
高 等 学 校 教 頭	57.8	702,799	702,799	0	
高 等 学 校 教 諭	44.1	526,952	526,952	0	

海事関係職種

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支			
		給する給与	所定内給与	時間外手当	
船 長 ・ 機 関 長	51.3	円 1,028,179	円 1,006,518	円 21,661	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	39.2	840,570	736,300	104,270	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	31.4	607,184	467,354	139,830	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	25.4	549,447	434,612	114,835	
運 航 士	-	-	-	-	
甲 板 長 ・ 操 機 長	53.8	725,460	579,761	145,699	
甲 板 手 ・ 操 機 手	52.4	623,896	504,050	119,846	
甲 板 員 ・ 機 関 員	31.0	344,650	271,998	72,652	

技能・労務関係職種

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支			
		給する給与	所定内給与	時間外手当	
電 話 交 換 手	46.6	円 414,134	円 379,919	円 34,215	見習、外国語の電話交換手を除く
自家用乗用自動車運転手	52.5	474,645	398,559	76,086	
守 衛	52.6	400,486	383,595	16,891	
用 務 員	54.7	334,436	325,674	8,762	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種(1,000人以上)

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支			
			給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	歳	49.8	円 790,296	円 790,296	円 0	構成員50人以上の支店(社)の長(10級)
事 務 部 長		51.1	797,320	797,320	0	3課以上又は構成員30人以上の部の長(10級)
事 務 部 次 長		49.8	688,264	688,264	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者(9級)
事 務 課 長		45.1	640,714	634,011	6,703	構成員4人以上の係2係以上又は構成員10人以上の課の長(7級)
事 務 課 長 代 理		40.9	571,017	521,260	49,757	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、部下に係長等の役職者を有する者、部下4人以上有する者(6級)
事 務 係 長		41.0	476,714	432,313	44,401	課長又は課長代理に直属し、直属の部下を有する者(5級)
事 務 主 任		36.7	403,076	354,969	48,107	(4級、一部は5級)
事 務 係 員		31.6	328,671	278,905	49,766	(2級、3級)
工 場 長		53.0	765,357	765,357	0	構成員50人以上の工場の長(10級)
技 術 部 長		51.2	710,860	710,860	0	3課以上又は構成員30人以上の部の長(10級)
技 術 部 次 長		50.2	699,651	699,651	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者(9級)
技 術 課 長		46.5	548,126	544,027	4,099	構成員4人以上の係2係以上又は構成員10人以上の課の長(7級)
技 術 課 長 代 理		45.6	526,979	498,604	28,375	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、部下に係長等の役職者を有する者、部下4人以上有する者(6級)
技 術 係 長		41.2	510,816	441,860	68,956	課長又は課長代理に直属し、直属の部下を有する者(5級)
技 術 主 任		41.4	511,612	421,183	90,429	(4級、一部は5級)
技 術 係 員		31.0	342,582	274,666	67,916	(2級、3級)

(注)「備考」欄の()内は、行政職給料表(一)の対応級である。

事務・技術関係職種（1,000人未満）

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支			
			給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	歳	53.2	円 799,823	円 799,823	円 0	構成員50人以上の支店（社）の長（8級）
事 務 部 長		51.5	675,771	675,771	0	3課以上又は構成員30人以上の部の長（8級）
事 務 部 次 長		50.2	576,932	576,932	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者（8級）
事 務 課 長		45.7	538,608	534,087	4,521	構成員4人以上の係2係以上又は構成員10人以上の課の長（6級）
事 務 課 長 代 理		41.6	452,393	427,890	24,503	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、部下に係長等の役職者を有する者、部下4人以上有する者（5級）
事 務 係 長		39.6	408,845	368,115	40,730	課長又は課長代理に直属し、直属の部下を有する者（4級）
事 務 主 任		36.1	363,651	322,111	41,540	（2級、3級、一部は4級）
事 務 係 員		31.2	302,949	259,958	42,991	（1級）
工 場 長		56.0	588,800	588,800	0	構成員50人以上の工場の長（8級）
技 術 部 長		49.9	587,104	587,104	0	3課以上又は構成員30人以上の部の長（8級）
技 術 部 次 長		48.8	578,178	578,178	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者（8級）
技 術 課 長		45.5	503,520	498,990	4,530	構成員4人以上の係2係以上又は構成員10人以上の課の長（6級）
技 術 課 長 代 理		41.4	452,501	438,404	14,097	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、部下に係長等の役職者を有する者、部下4人以上有する者（5級）
技 術 係 長		40.4	446,565	384,974	61,591	課長又は課長代理に直属し、直属の部下を有する者（4級）
技 術 主 任		36.8	413,681	327,688	85,993	（2級、3級、一部は4級）
技 術 係 員		29.7	324,837	254,455	70,382	（1級）

（注）「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。